

2 介護保険法の改正について

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 5 1 号）が、令和 8 年 6 月 2 5 日に公布された。令和 9 年 4 月 1 日以降、順次施行される。

改正された法律の中には、介護保険法も含まれているため、改正の概要をお伝えする。

※一部、介護保険法以外の改正内容を含む。

※各改正内容を具体的に実施するための所要の法改正は、今後順次実施される。

主な改正内容

○介護保険被保険者証の電子資格確認の導入、資格喪失時の返還等に関する事項

- ・被保険者が居宅サービス等を利用しようとする際に、被保険者証を提示する方法として、電子資格確認（マイナンバーカードに記録された電子証明書を送信する方法など）が導入される。
- ・被保険者が資格喪失した際に、被保険者証を返還することを義務付ける。

○夜間対応型訪問介護の廃止

○要介護認定等の申請代行が可能である者について、ケアマネジャーの配置が指定基準となっている事業者・施設を追加

（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護等

○特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設

- ・人口の減少その他の基準を満たす地域を都道府県で「特定地域」と定め、当該地域で「特定地域サービス」、「特定地域居宅サービス」を提供可能にする。
- ・新設されるいずれのサービスも地域の実情に応じて、柔軟なサービス提供が可能となる。
- ・特定地域サービスは介護（予防）給付、特定地域居宅サービスは地域支援事業の市町村委託費により実施。
- ・現行の基準該当サービスとは別個のサービスとして位置づけられる。

○特定福祉用具販売に係る費用の見直し

特定福祉用具の購入に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を算定し、その額が現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定福祉用具の購入に要

した費用の額の 100 分の 90 に相当する額の給付へと見直し。

○介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制廃止・研修の見直し

- ・研修受講を要件とした更新の仕組みは廃止され、研修制度の見直しが実施される。
- ・研修の受講義務がなくなるわけではなく、ケアマネジャーの資質保持及び向上のために定められた研修を受講しなくてはならない。ケアマネジャーが正当な理由なく定められた研修を受講していない場合は、都道府県知事が研修を受けるよう命ずることができる他、ケアマネジャーを業務に従事させている事業者等には、研修の受講の機会を確保するための措置をとる義務が明記された。

○介護保険事業（支援）計画の見直し

市町村が策定する介護保険事業計画について

- ・医療と介護の連携
 - ・有料老人ホームやサ高住などの入居定員
- を勘案して計画策定することとなった。

○有料老人ホーム制度の見直し

- ・既存の有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など特に入居者保護の必要性が高い者を入居対象とするホームに対し、登録制を導入する。
- ・登録制度の対象となる「住宅型ホーム」の入居者に対し、ケアプラン作成等の相談支援にあたる「登録施設介護（予防）支援」のサービス類型を導入する。

○頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料又は低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置づける。

○介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和 9 年度卒業者より、国家試験不合格者について、卒業後 5 年間経過後は資格なしの扱いとなる。

○小規模市町村における包括的な支援体制の整備

○成年後見制度等の適切な利用の支援

○福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

○災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

参照資料

- ・介護保険最新情報 Vol. 1518 「社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001715668.pdf>

- ・厚生労働省HP 「社会福祉法等の一部を改正する法律の広報資料について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001715737.pdf>